

# まちづくり 最前線 **ルポ** ④



## 地方分権と合併①

### 地方分権一括法の施行

本年四月一日から「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる「地方分権一括法」が施行されました。この法律は、地方分権を推進するために、地方自治法など四七五本もの関係のある法律を一括して改正したものです。国と地方自治体の役割分担の明確化をはじめ、機関委任事務の廃止や国の関与の見直しなど、地方自治制度の抜本的な改革が行われました。国と地方自治体の関係でいえば、従来の「上下・主従」の関係であったものが「対等・協力」の関係になったといえます。つまり、国の関与はできるだけ縮小または廃止し、県や市町村の自由な

※機関委任事務：国の執行機関として知事や市町村長を法律で指定し、国の事務を委任することをいう。その執行に関しては、国に強い関与の権限が認められている。改正後はこれらの事務は都道府県や市町村に個別法によって委託し、委託された自治体の責任で処理する（法定受託事務）こととなった。



豊栄駅前商店街アーケード



アーケード街の一角では地場産野菜の直売も行われています



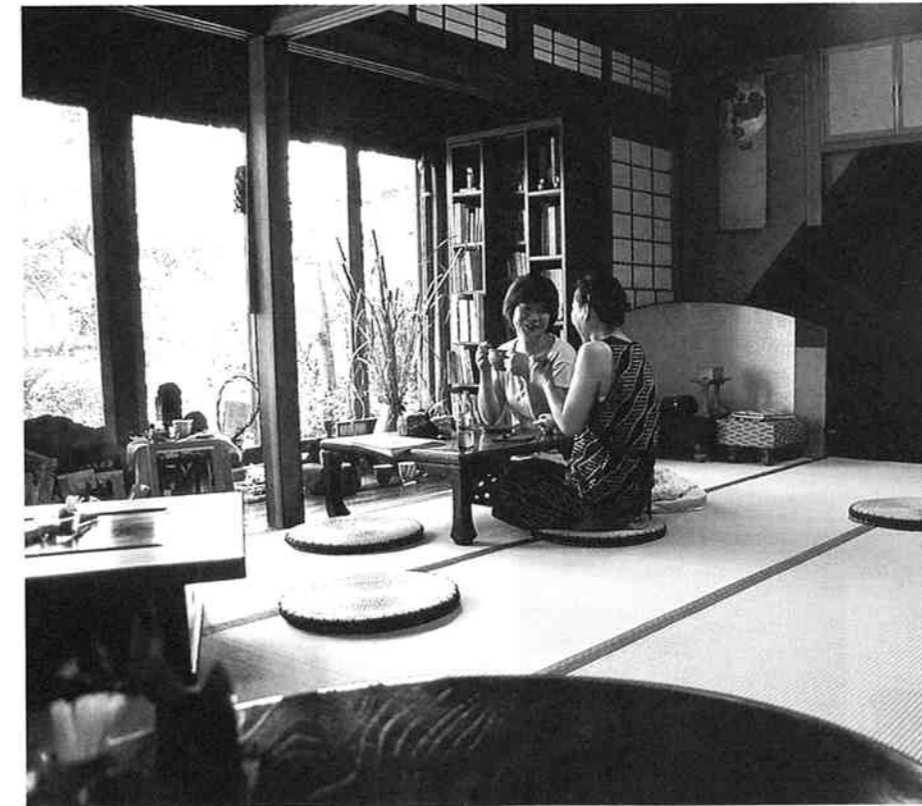
白新町二丁目・テクノナガイの  
ストリートギャラリー

裁量領域を拡大し、地域のことはその地域で決めて実行していくというものです。それでは、地方分権時代に、地方自治体にはどのようなことが求められているのでしょうか。一つは住民に最も近い市町村が、行財政基盤と人的体制を備え自立する（団体自治）ことであり、もう一つは住民の意向を行政に反映させる仕組みづくりにより、住民と行政とのパートナーシップを形成する（住民自治）ことが必要となっています。地方分権は、減税や介護保険などのように直接住民の生活に影響するものではありません。分権型社会は、行政の仕組みを国主導の画一的なものから住民主導の個性的なものへと変えます。今回の法改正では、その制度的枠組みが整えられたといえるでしょう。



法花鳥屋・豊栄サテイ

石動・サムズウオロク



白新町三丁目・喫茶さか  
一般住宅を利用した喫茶店  
市外からのお客も多い